



Title	共同組合の經濟性概念
Author(s)	飯島, 源次郎
Citation	北海道大學法經會論叢, 13, 142-148
Issue Date	1953-07
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10749
Type	bulletin (article)
File Information	13_p142-148.pdf



[Instructions for use](#)

協同組合の經濟性概念に就いて

飯 島 源 次 郎

序 言

我が国の協同組合、就中、戦前に於て最も支配的であつた産業組合は設立許可主義を原則とし、国家の保護育成と地主階層の經濟的・権力的支配を背景として生成發展し、戦時の統制經濟体制の下では著しい官僚機構化と農家經濟の好況を基盤として經營の安定を確保した。

然るに戦後民主主義を基調とし自由設立主義を原則として発足せる農業協同組合は、行政ブロック、經濟ブロックを超えて濫立を結果し、加うるに農地改革による地主階層の組合員からの脱落と、ドッジ・ラインの強行による經濟變動を契機に、昭和二四年頃より組合の經營不振が表面化したことは周知の事實である。

その結果、農協財務処理基準令の公布（昭和二五年一月）農林漁業組合再建整備法の制定（昭和二六年四月）など一連の対策が講じられたが徒らに政府への依存度を高めて自主性を喪失せしめた。

又、戦時の統制經濟より自由經濟への復帰に伴い、最近特に經濟純化の観点に立つて非經濟事業を分離せんとするなど所謂農業団体再編成の問題（註1）が擡頭するに及び、組合の本質上經濟事業と生産指導事業の一元化をめぐつて論争を惹起した。

これらの農協対策並びに再編成問題の由来は極言すれば組合經濟の貧困、換言すれば經營經濟性の脆弱性にその共通的特質があると云える。

従つて最近における農協問題解決の基本的性格は經營の安定と健全化にあることは論を俟たず、こゝに農協のみならず、一般に各種協同組合が本来的な機能を果たすための組合經營の安定乃至は合理化の指標として組合經營における經濟性の意義が、協同組合の本質的側面から再検討されなければならない。

更に近時における經營學の發達は協同組合の經營標準化運動と共に協同組合の經營分析の研究を進展せしめつゝあるが（註2）營利企業の經營分析法を適用している現段階に於ては矛盾する所多く組合独自の經營分析の目的並びに方法が強く要請されている。この点からも組合の經濟性の理論的把握が必要とされる。

猶、最近では協同組合の経営学的研究が單なる経営分析より経営管理にまで進みつゝある今日、経営学の対象としての組合経営体の本質が科学的に究明されなければならない。

従つて先づ協同組合が事業経営体としてみる限りに於て経営学の対象となり得るものと仮定するならば、経営学の目標である企業乃至は事業経営の収益性と如何なる關係に於て捉えられ、又、捉えられなければならないか。特にドイツに於て発達せる経営(經濟)学で問題とされた「営利性」と「経済性」という場合の「経済性」概念と如何なる意味で接点を有するかが第一に問題となる。

しかも「営利性」と「経済性」との主体が企業と経営の把握の相異にあるとするならば組合の本質が企業であるか経営であるかの形態的解明によつて組合の経済性の本質が明らかとなるであろう。問題の第二点は協同組合の経済性なる概念が経営学的に明らかにされても、屢々過去に於て協同組合主義者が強調し続けたような組合の指導理念とも称すべき非営利原則と経営目標としての経済性の追求とが相矛盾するものであるかにある。

殊に昭和二四年以降農業協同組合の損益計算書が収支計算書に改められた推移をみても意義なしとしない。

以下これらの点について拙論を試みたい。

註一 農業経済情勢第四号 農業協同組合の当面する課題 二

一四〇二四三頁参照

2 協同組合の経営分析は戦前戦時に於ては組合の経営が安定していたため比較的重要視されなかつたが戦後特に昭和

二五年以降における単協の経営不振を契機に重視されるに至つた。特に最近では農協の経理制度が單式簿記より複式簿記に逐次改変されつゝあり、單に授信者の見地のみでなく経営者の自己診断の見地よりその必要が認識され実施されつゝある。然し未だ広汎に実施される段階に至らず、特に全指連・農林省を中心に協同組合独自の経営分析の方法が研究されつゝある。

一 経営(經濟)学における「経済性」概念の発生過程とその本質

所謂「経済性」概念をめぐつて論争の場となつた経営(經濟)学 (Wissenschaftlichen Betriebswirtschaftslehre) は二〇世紀初頭におけるドイツの資本主義経済の飛躍的発展を契機としてそれまでは私経済学として取扱はれて来た研究部門の学問的体系化として生誕し、ドイツを揺籃地とするものである。

而して経営(經濟)学に於ける「経済性」(Wirtschaftlichkeit)概念は一般に資本主義的企業に対する所謂「営利性」(Rentabilität)概念に对立する概念として把握されるが、その発生の過程は経営(經濟)学の研究対象を科学的研究の妥当性を有するものとして把握しようとする立場から個別経済学の研究対象より営利性を排除することによつて経営(經濟)学の科学性を主張せんとしたにある。即ち、従来の資本主義的精神に立脚した営利的合理性を追求する企業を対象とした私経済学への反省として解される。(註一)

註一 経営(經濟)学が私経済学の学問的体系化として、又そ

の反省として生誕して来た要因として経済組織体の経済行為に於ける明白なる意志の有無、計画性の有無が重要なものと考えられているが、これについては、経済論叢第六五巻第四・五号 降旗武彦氏「経営経済学における経済性概念について」九七〜一〇二頁参照

従つて「経済性」概念はこのような立場に立つシェアー(J. F. Schaeff)ニツクリツマン(H. Nickschab)ノートン(M. R. Lehnman)等の見解によればむしろ営利性概念として把握される(註2)

註2 併し、例えばリーガー(W. Rieger)の如きは私経済学の立場を固執し、経営(経済)学とすることに反対している。その理由については、古林喜楽著「経済学全書」第一九巻八〜九頁参照

爾来、経営(経済)学における一般的傾向として原則的に「営利性」概念に代るるに「経済性」概念をもつてその目標となすのが通説のようであるが、経営(経済)学の対象である企業及び経営の概念規定すら多くの論者の意見を異にする所で、「経済性」概念を一義的に規定するのは困難である。

併しニツクリツマンを継承し更にこれを発展せしめだレーマンの見解に従えば、「営利性」は資本主義的企業における資本対利潤の關係としての利潤追求を前提とするものであり、「経済性」は国家社会主義的、経済政策的観点に立つ所の経営共同体における価値創造の關係(註3)としての欲求充足を前提とするものであつ

て、両概念の原理的相異は利潤追求と欲求充足に見出される。

註3 経営共同体の構相はナチス体制下の経済体制との關係から少からず規範的社会理念に基盤をもつものと考えられるが、経営共同体における価値創造の關係とは端的には「営利性」は、資本対利潤の比較によつて示されるに對し「経済性」は資本と労働に對する価値創造の比較、即ち資本の生産性、労働の生産性が社会経済的合理性の指標として示される。

猶、詳しくは、前掲書「経済論叢」一〇四〜一〇五頁参照

依つて「営利性」は企業におけるより大なる利潤追求を指向し「経済性」は経営体におけるより大なる経済財の生産を指向する点に私経済的・社会経済的な相異を峻別し得るものと言える。

併し亦、両概念はいずれも合理性を指標としている意味では同義的であり、企業目標としての営利追求と経営目標としての経済性の追求とは「事象の二面的觀察にすぎないもの」とも解されるが、一般に「経済性」概念はレーマンの指適するように

経済性 = 利用
= 支出 (註4)

註4 案谷賢治郎著「経営経済学概論」三三三〜三四頁参照
前掲「経済論叢」一〇九頁参照

の形式的表式にて表示され、常に価値判断をなす主観と客観との二要素によつて決定されるものであつて、二つの概念の根本的区

別は望谷氏の見解によれば「経済性は経済の状態を表明するに對し、営利性は経済の結果を展示する点にある」と言う。併しその客観的価値判断の困難は合理原則の達成の程度を測定することの不可能な点に於て形式的表示にすぎないと言はざるを得ない。

以上、ドイツ経営（経済）学における「経済性」概念と「営利性」概念の生誕の過程並びにその意義の概略から両概念の原理的相異は把握出来るが、「経済性」概念の登場は謂はゞ企業を国家経済政策遂行上の担当者として考え、経営共同体の構相を前提とする事によつて始めて可能なものであつたし、両概念は全く異なる視点と前提に立つものである。

所謂、資本主義社会は自由企業制度が特色である。假令、社会の動向が計画経済の方向に進みつゝあるとしても決してその特色は否定されるものではない。これが全面的に否定される時は假令合理性の追求に於て同一であつても、最早やその社会は資本主義以外の段階であらう。

以上の假説に誤りなきものとすれば、資本主義社会に於ける企業乃至事業経営の本質は企業の二面的性格ともいふべき私的要素と社会的要素の如何にあり経営（経済）学における「経済性」と「営利性」の概念は、その企業体乃至事業経営体の目標たる私的・社会的要素に依存するが、経営体にも私企業・公共企業等の差異があるので企業形態の区別によるものと解するのが至当である。即ち「経済性」概念は、社会的要素を基底とする事業経営体の経営の経済であつて、経済上の目的を達するため、少くとも費用以上の収益をもたらすに足る状態を言い、経済の目的として最

高の利潤獲得を志向するものではない。「営利性」は、私的要素による企業経営体の経営の経済で企業資本に対する企業純益として表現され、こゝでもドイツ経営学における資本対利潤の利潤追求と、経営目標としての欲求充足との原理は適用し得ると考へる。

従つて、両概念を区別するメルクマールは「営利性」が利潤追求を基本原則とする企業の指標であるに反し、「経済性」は欲求充足を基本原則とする経営の指標である。

依つて、協同組合の「経済性」概念を規定するものは、一は組合の事業経営体の形態であり、二は組合の社会経済的要素としての本質の問題である。

但しこゝで注意すべきことは、アメリカに於て発達せる経営学の傾向であるが、ホワイト (Pearval White) によれば、事業経営 (Business) の目標は利益獲得にあるといふも、一般にアメリカの経営学者は事業経営に対する明確な規定を欠いている。

又、アメリカの経営学における経営管理が合理性の追求を原則とし乍ら、アメリカ的思考に於ては、社会的奉仕と投下資本の利益獲得とは、決して矛盾する二つの問題とは考えず、利益獲得は社会的奉仕の結果と考へている。従つて、ドイツの経営学における「営利性」と「経済性」の問題は、左程問題とせず、経営管理における利益獲得も、ドイツにおけるような抽象概念としての「経済性」といふようなものではないと考へられる。(註5)

註5 アメリカの経営学については、古川栄一著「アメリカ経営学」経営学研究会編「米国の経営学」を参考とした。

二 協同組合の企業形態と経済性

経営（経済）学の対象たる企業と経営の定義については種々の解釈があつて定説がないが、経営に関する限りは大体に於て「統一ある意志によつて支配せられる所の単独経済である」（註1）というように一致しているようである。

註1 経営学論集第四輯「経営学自体の諸問題」

村本福松氏「企業及経営の目標」三頁

前掲、室谷氏「経営経済学概論」二七頁

猶、企業と経営の異同に関しては諸種の見解があるが、リーガーの言うように経営は企業が経済を行うための手段としての純然たる技術的単位とみるのは誤りであることは営利を目的とする経営と然らざる経営（準企業・公営事業）とが存在する点からも明らかであろう。又、経営は企業を通じて行れる場合と然らざる場合とがあつて、経営は企業の包摂概念と解され、企業は経営に利潤追求なる概念を附加したものと解される。

事業経営体としての協同組合の性格をみると、組合の中心にも純然たる企業組合の場合や全然営利を無視して事業経営をなす組合などの例外もあり、組合の定義も区々である。

然し、今、産業組合の定義についてみると、経済学的定義・経営学的定義・法律的定義などがあるが、リーフマンは「産業組合

とは共同の事業経営により組合員の家事又は営利経済の助成若しくは補充を目的とする経済なり」と経済的定義をなしている。（註2）

註2 Von Professor Dr. Robert Liefmann:

Die Unternehmensformen mit Einschluss der Genossenschaften und der Sozialsteuerung

同増地庸治郎 寛共訳「企業形態論」一七七頁

更に氏は会社企業との相異を次の如く規定している。

即ち「組合員の私経済活動は、時には最高の貨幣収益を追求することもあるが、組合そのものは決して営利を目的として独立の営利活動をなす組織ではなく、組合員の私経済活動の助成、若しくは補充をするものである。」（註2）

註2 前掲書「企業形態論」一七七頁

大体に於て、協同組合は主に農民、手工業者、小商人、労働者が自治協同の精神を以て其の家計又は営業を助成する目的を以て設立せる協同の業務組織であつて営利を直接の目的とせず、むしろ、これを排除せんとするものであるが、広義に解釈すれば準企業の範疇に属すであろう。但し企業結合のトラス・カルテルとは明らかに区別され、経営（経済）学の対象としての企業には属さない。

従つて組合は経営（経済）学上形態的には経営に包含されることは当然であり、又、社会経済的要素とも考えられるものとして

協同組合は資本制社会における独立の弱小生産者の資本支配に対する共同防衛組織である点をあげることができ、組合の経営は組合員の一人一票権の行使によつて統一ある意志によつて支配せられる単独経済とみなされる。

以上の考察によつて組合の経営は経営（経済）学における経営の範疇に属するものと言ひ得よう。

三 協同組合の原則と経済性

協同組合は国及び時代によつてその意義が異なり、また同一の国に於ても資本主義の発展と共に変質をとげることは論を俟たない。併し、協同組合の組織運営の原則乃至指導理念とも称すべき組合の基本原則は、組合の成立と同時に組合運動家によつて樹立されて以来、今日まで略々一貫して継承されてゐることは広く知られてゐる所である。（註一）

註一 a、消費組合におけるロツチ・デール (Rochedal) の原則 (イギリス)

b、消費及生産組合におけるフーリチ (oh. Faurit) の作れるフランジュ (Phalange) の原則 (フランス)

c、信用組合におけるシュルツェ・デーリツツェ (Schulze delitsch) とライファイマン (F. W. Raiffeisen) の原則 (ドイツ)

但し、多くの論者の形式的規定或は指導原理は必ずしも協同組合をして直ちに株式会社の如き企業と区別する指標とはならず、

若し仮りに会社と組合を分つに資本主義原理に対する協同組合原理があるとすればその相異は、前者は、営利追求を目的とする資本結合であるに反し、後者は営利を否定する人的結合にあると考えられることは人のよく指摘する所である。

従つて、協同組合に共通にして不変の基本原則は非営利原則 (Non Profit Principle) 即、奉仕原則であると言ひことが出来るし、これに關しては、我國の協同組合法を通じても明らかな所である。

(1) 農業協同組合法 (営利の禁止、最大奉仕の原則)

第六條 組合は、その行ふ事業によつて、その組合員及び會員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(2) 水産業協同組合法 (直接奉仕の原則)

第四條 組合は、その行ふ事業によつて、その組合員又は會員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

(3) 消費生活協同組合法 (営利の禁止、最大奉仕の原則)

第九條 組合は、その行ふ事業によつて、その組合員及び會員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(4) 中小企業等協同組合法 (直接奉仕の原則、特定組合員への利益禁止)

第四條四ノ二 組合は、その行ふ事業によつて、その組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

以上によつて協同組合は営利を否定することに於て明らかに企業とは區別される。

協同組合の本質は利潤ではなく組合員の入用を充足することを目的とし、入用充足原理（要額充当原理）に立ち、資本主義の構成要素たる企業が利潤追求原理に立つことと正に反対である。

現代資本主義の特徴は、①利潤追求、②個人主義、③合理主義の三点にあり、協同組合に於ては、①入用充足原則、②社会連帯主義、③合理主義にあるとゾムバート(Sombart)が指摘されるまでもなく(註2)これ即ち経営(経済)学の経営の目標が欲求充足原理に立脚すること同義的に解されてよい。

註2 八木芳之介著「農村産業組合の研究」一六頁

結 語

以上の考察の結果を要約するに協同組合の事業経営体の性格は経営(経済)学の経営に妥当し、且つ組合の基本原則も経営目標たる経済性に抵触せざることを知り得る。

従来、やゝもすると協同組合の非営利原則即奉仕原則と組合経営における経済性実現の原則とは恰も矛盾、対立する如く考えられて奉仕のみを強調するの余り、経営をかえりみなかつたり、或は逆に、経済性のみを強調しては所謂「変換の法則」によつて営利追求に走り組合の本質を誤るの結果となつた。

併し今や、この両者は組合が具備すべき必要欠くべからざる条件であつて両立し得ることこそ望ましい。

資本主義社会における協同組合は、近代的経営体としてその合理性が要求され、これを實現して組合の機能はよりよく果される。即ちこれ、原則的に最大奉仕を實現する手段たり得る。

(一九五三・三・二〇)

【主要参考文献】(註記外)

- 酒井正三郎著・経営技術学と経営経済学
- 日本経営学会編・経営学論集 第四輯
- 経営学自体の諸問題、官営及公営事業
- 国弘員人著・協同組合概論
- 国弘員人著・組合経済の研究
- 池内信行著・経営経済学と社会理念
- 農林省編・農業協同組合経営論
- 日本経営学会編・最近に於ける経営学上の諸問題第一部
- 産業組合問題研究会編・産業組合問題研究会報告書
- 近藤康男著・協同組合原論
- 立田信夫著・日本産業組合論
- 奥谷松治著・日本協同組合史
- 牛尾真造著・経済学全集
- 経営経済学批判

— ドイツ経営学の系譜 —